

入札参加者募集に係る掲示

次のとおり、秋田市営住宅等に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を募集します。

掲示日 令和8年8月21日

一般財団法人秋田県建築住宅センター
理事長 中野 賢俊

1. 入札に付する事項

- (1) 番号 保守管理－15号
- (2) 業務名 秋田市営住宅消防用設備等点検業務委託（新屋比内町市営住宅）
- (3) 場 所 秋田市浜田字家後184番地 他
- (4) 業務内容 別紙 仕様書に示す消防用設備等点検業務
- (5) 委託期間 令和8年9月24日～令和9年3月18日 まで

2. 入札参加に必要な要件

- (1) 令和8年8月21日現在、（一社）秋田県消防設備協会表示登録会員であること。
- (2) 秋田市営住宅等公募型指名競争入札実施要綱の第4条に定める要件を満たす者であること。

3. 入札参加に必要な提出書類と申込等

入札参加希望者は、以下に記載する（1）から（3）の書類を当センターホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ申込期間内に担当課宛に電子メール、郵送または窓口への持参などいずれかの方法で提出すること。ただし、郵送または窓口での提出の場合は、受付期日の午後5時までに申請書が担当課宛に必着とする。

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書（様式1）
- (2) 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式3）
- (3) その他指定事項の要件を満たしていることを確認できる書類
- (4) 申込期間

令和8年8月21日から令和8年9月8日 まで

4. 指名通知等に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者へ指名通知を電子メール等により 令和8年9月10日までに送付する。
- (2) 審査の結果、指名されない場合は非指名通知書（様式2）を上記（1）の送付期日までに電子メール等により送付する。
- (3) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている全ての者を指名する。この場合、入札参加申請者が1者のときも、入札金額に影響のない入札方式であることから、有効に取り扱うものとする。

5. 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和8年9月15日 午後 3時30分～
- (2) 入札場所 アトリオンビル7階 くらしの研修室

- (3) 入札保証金および契約保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から5日以内

5. 設計図書等の閲覧方法、閲覧期間、質問及び回答について

本入札に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）及び入札に関連する情報を当センターホームページにて情報公開する。

- (1) 設計図書等の公開先 URL

<https://www.akjc.or.jp/kouei/秋田市営住宅等委託業務入札情報/>

- (2) 公開期間 令和8年8月21日から令和8年9月9日まで

6. 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問は、令和8年9月8日まで、（一財）秋田県建築住宅センター住管理課市営住宅担当宛に質問書を電子メールにて提出してください。また、質問書の書式は申請者が任意に作成する。回答は、担当課から質問者へ回答書を送信する。

7. 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 入札執行回数は、原則として2回とする。
- (2) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第1回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書（設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。）の提示を求められる場合もある。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

9. 落札者の決定方法

秋田市財務規則第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

なお、入札参加者が一者であっても、原則として入札を執行するものとする。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (5) 入札の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (8) (1)～(7)に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

1 1. 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の適用について
本案件は適用しない。

1 2. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (5) 提出された入札参加申請書等は返却しない。なお、入札参加申請書等を公表又は無断で使用することはしない。
- (6) 入札参加申請書等の作成及び提出に関する費用は申請者の負担とする。
- (7) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守すること。
- (8) 入札参加申請書等を提出し、かつ指名通知を受領した者が何らかの理由により入札に参加できなくなった場合には、入札日前日までに入札辞退届を提出すること。
- (9) 本委託受託者は下記の書類を1部調整し、①から④にあっては契約締結後5日以内に契約担当者に提出すること。

契約担当者：（一財）秋田県建築住宅センター 理事長
契約担当課（総務課）

- ① 業務着手届
- ② 委託業務実施工程表
- ③ 統括責任者及び主任技術者選任届
- ④ 担当技術者一覧、資格証及び健康保険証の写し

【本件に関する問い合わせ及び申請書提出先】

〒010-0001 秋田市中通2丁目3番8号 アトリオンビル5階
一般財団法人秋田県建築住宅センター
住管理課 市営住宅担当 TEL 018-836-7850

○申請書及び質問書の送付先メールアドレス

住管理課宛 kanri@akjc.or.jp